

館外貸出図書等の返却延滞に対する利用停止に関する細則

(平成 20 年 4 月 1 日制定 図書館長)

改正 平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、新潟県立看護大学図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第 18 条第 2 項に基づき、返却延滞に対する利用停止について定める。

(定義)

第 2 条 この細則において、延滞とは、利用者が利用規程第 9 条に定める館外貸出期間の満了日の開館時間内（以下「館外貸出期限」という。）に返却しないことをいう。

2 この細則において、延滞日数とは、館外貸出期限の翌日から返却日までの日数をいう。

(貸出停止)

第 3 条 延滞をする利用者（以下「延滞者」という。）は、新たな貸出を受けることができない。

2 延滞者は、返却日の翌日から延滞日数に相当する日数を、貸出停止とする。ただし、延滞日数 1 日は、貸出停止を猶予する。

3 貸出停止期間には、利用規程第 4 条に定める休館日を含める。

(延滞日数の計算)

第 4 条 延滞日数の計算は、次のとおりとする。

- (1) 複数の延滞があるときは、最も長い延滞日数とする。
- (2) 延滞図書を閉館後にブックポストへ返却したときは、翌開館日までを延滞日数とする。
- (3) 延滞図書を郵送により返却したときは、図書の到着日までを延滞日数とする。
- (4) 延滞日数には、利用規程第 4 条に定める休館日を含めない。

(貸出停止中の利用制限)

第 5 条 貸出停止中の延滞者は、次のサービスを利用することができない。

- (1) 貸出期間の延長
- (2) 貸出予約

(図書等の賠償)

第 6 条 延滞者が、延滞図書を紛失又は損傷したときは、館長が賠償を指示した日をもって返却日と見なす。

2 延滞者は、前項の賠償を第 3 条第 2 項の貸出停止期間内に完了しないときは、賠償が完了するまでの間、新たな貸出を受けることができない。

(利用停止)

第7条 館長は、延滞者が館外貸出期限を60日経過してもなお返却しないときは、図書委員会の協議を経て、図書館の利用を停止することができる。

(適用の除外)

第8条 返却延滞が病気その他やむを得ない理由によるときは、利用者の申し出により館長は、この細則の適用を免除することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行日において延滞者となっている者には、この細則を適用する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。